

〈論 文〉

「岡村理論」の相互扶助をめぐる葛藤 —「民俗としての福祉」概念に着目して—

岡田 哲郎

Abstract 国の「地域共生社会」政策で「地域の支え合い」が強調される中、社会福祉学においてその行為をいかに位置付けるかが問われている。本研究では、日本の社会福祉学及び地域福祉の礎を築いた岡村重夫が「相互扶助」をいかに捉え、自身の理論体系に取り入れたのかを明らかにするため、「民俗としての福祉」概念を軸として、「岡村理論」に内在する「相互扶助」をめぐる葛藤を読み解いた。今日の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」における「地域・民族固有の知 (indigenous knowledge)」を先取りした論としても、「民俗としての福祉」概念から再照射した「岡村理論」は注目される。

キーワード：岡村理論、相互扶助、民俗としての福祉、地域社会、コミュニティ

1. はじめに

1.1. 研究の背景

「地域社会」を学問・実践の体系にどのように位置づけるかが今日の社会福祉学及び地域福祉に問われている。これは「地域社会」を解体する構造をいかに捉え、それとどう対峙するかという問いでもある。「地域社会」に根差した支え合いの関係、すなわち「相互扶助」は、様々な要因によって希薄化している。その半ば空洞化した「地域社会」に価値を見出そうとする時に、そもそも前時代にあったしがらみや差別等の負の要素は、現代の「地域社会」の中でいかに乗り越えられるのか。また、「地域社会」が解体される中で、なお残る「相互扶助」¹の現代的意義とは何か。

近年、国の「地域共生社会」政策が展開され、「地域社会」が「包括的な支援体制」の基盤に位置付けられているが、地域を支える仕組みが十分でなければこの政策は絵に描いた餅となり、「地域の支え合い」の強調が社会保障の後退につながることも危惧される。社会的排除やセルフネグレクト等、多様で深刻な社会的課題への対応が求められる今日、いかなる論理で「地域社会」に基づく「相互扶助」を肯定できるのだろうか。

こうした問題意識をもち、本研究では、日本の社会福祉学及び地域福祉の礎を築き、今なお学問と実践に影響を与える岡村重夫（以下、岡村）が、「地域社会」という特定の場に基づく「相互扶助」をいかに捉え、自身の理論体系に取り入れたのかに着目する。

1.2. 研究の目的と方法

本研究の目的は、「地域社会」における「相互扶助」を社会福祉学及び地域福祉の学問・実践体系に肯定的に取り入れる論理を探るため、「相互扶助」をめぐる「岡村理論」²の葛藤を読み解くことである。すなわち、岡村がかつて「社会福祉以前」と「近代的な社会福祉」を区別し、後者の論理のみを取り上げて自身の理論を構築した『社会福祉学（総論）』（1956）

から出発し、以降の著作の中、前者の論理に含まれる「相互扶助」を取り入れていった変遷を「葛藤」と表現し、それに注目するものである。

この「葛藤」を読み解く鍵として、岡村が「相互扶助」の意義を強調し、「民俗としての福祉」と既存の社会福祉の二重構造を論じた「福祉と風土—民俗としての福祉こそ基底」(1976)を取り上げる。この論考内における「民俗としての福祉」概念を確認した上で、『社会福祉学(総論)』(1956)から、「岡村理論」の集大成といえる『社会福祉原論』(1983)へと至る過程で、「相互扶助」の位置づけがどのように変遷したのかを明らかにする。いわば「民俗としての福祉」概念を軸に、「岡村理論」に内在する「相互扶助」をめぐる「葛藤」を読み解き、そのことで「岡村理論」の再評価を試みるものである。後述するように、「岡村理論」を「相互扶助」の観点から吟味した先行研究は少ない。

研究方法として、文献研究を採用する。一次資料として岡村重夫の約360点の業績のうち165点を収集し、入手困難な資料は大阪市社会福祉研修・情報センターにて閲覧している³。また、二次資料として「岡村理論」を研究対象とした論文61点を収集し、それらを精読した。さらには『岡村理論の継承と発展』(2012)全4巻の内容をふまえている。

この上で、「相互扶助」をめぐる「岡村理論」の「葛藤」を抽出するための資料として、「福祉と風土—民俗としての福祉こそ基底」(1976)の他、『社会福祉学(総論)』(1956)、『全訂社会福祉学(総論)』(1968)、『地域福祉論』(1974)、『社会福祉原論』(1983)、「地域福祉と民間社会福祉の方向」(1984)を選定した。

論文の構成として、まず「岡村理論」と「相互扶助」の関係の観点から先行研究を概観し、次いで、岡村重夫の「民俗としての福祉」概念に関する先行研究から、当概念に込められた特徴的な視座を抽出する。その上で、「岡村理論」に内在する「相互扶助」をめぐる「葛藤」を叙述し、最後の考察部にて、岡村の証言を基にした「岡村理論」の再評価を行い、現代における「民俗としての福祉」概念の可能性を論ずる。

なお、本研究は、所属する日本社会福祉学会と日本地域福祉学会の研究倫理規程に則り、自説と他説を峻別するなどの倫理的配慮を怠らないよう留意した。

2. 「岡村理論」と「相互扶助」の関係に着目した先行研究

2.1. 『岡村理論の継承と発展』シリーズ

「岡村理論」を対象とした先行研究として、『岡村理論の継承と発展』(2012)全4巻が刊行されている。タイトルにみるように、「岡村理論」の「継承」と「発展」を意図し、様々な論者が「岡村理論」について論じている。その中で、本研究の目的に直接関わるものとして「社会福祉原理論」(第1巻)と「自発的社会福祉と地域福祉」(第2巻)に所収されている論考の内容に着目し、その一部を分類したものが表1である。

表1 『岡村理論の継承と発展』第1巻・第2巻所収論考の分類

内容に着目した分類	著者と論考タイトル
「岡村理論」の特質、エッセンスを提示する論考	松本英孝「岡村理論に在る主体的人間像」 牧里毎治「住民参加で読み解く岡村地域福祉論」等

「岡村理論」と照らし、自身が切り開いてきた研究領野を示す論考	右田紀久恵「岡村主体論の継承と地域福祉への展開」 岡本榮一「岡村地域福祉論となぎさの福祉コミュニティの展開」 小野達也「岡村理論に対する生活世界のもつ意味」 平野隆之「地域福祉のマイクロ・メゾ・マクロ」等
「岡村理論」の枠組みではとりこぼす現実があることを示す論考	一圓光彌「岡村理論と社会保障」 加納恵子「過剰包摂と専門援助」 古川孝順「社会福祉の拡大と限定」等
見過ごされてきた「岡村理論」の側面を照射する論考	川田誉音「社会福祉における価値と倫理」 永岡正己「岡村重夫の戦前と戦後」等
「岡村理論」を自身のフィールドに引き寄せて論ずる論考	岡知史「当事者論に基づく岡村理論の展開」 奈倉道隆「介護福祉の思想と岡村理論」 野々山久也「岡村理論における家族福祉論」等

多様な論考が、「岡村理論」の多面性と奥深さを表している。しかし、岡村が「相互扶助」の論理を強調した側面を「継承」し「発展」することを試みた論考はほとんどなく⁴、また、「福祉と風土－民俗としての福祉こそ基底」（1976）を取り上げた論考もなかった。

2.2. 「福祉と風土－民俗としての福祉こそ基底」（1976）に関する先行研究

「福祉と風土－民俗としての福祉こそ基底」（以下、「福祉と風土」）は、日本生命済生会社会事業局発行の『地域福祉』に所収され、同誌で展開された上田官治による特集「福祉風土づくり」を理論的に裏付ける論考として、全6頁、3つの章立てで論じられている。この論考を分析対象とした先行研究に、岡田・森本（2009）と柴田（2015）がある。

岡田・森本（2009）は、高島町「地域ケア型」実習のシステム全体に影響を及ぼす同町の「地域性」を捉える認識枠組みとして、「民俗としての福祉」概念の活用を試みている。具体的には、まず岡村による「福祉と風土」の論考と上田官治の「福祉風土論」及び特集「福祉風土づくり」との関連を捉えた上で、論考の1章・2章部分を精読している。「民俗としての福祉」の定義は本文中で確認できない「形成途中の概念」であると理解しながらも、その土地の風土の中で生まれ伝承された共同生活における「生活の知恵」が福祉の由来であるとした認識、またその例にあげた民俗事象の多彩さから、岡村が「民俗としての福祉」に既存の社会福祉を超える論理を見出そうとした余地と射程、深みを感じると評している。そして文中の「民俗としての福祉」と「民俗としての社会福祉」の用語の混在を指摘し、それが意図的なものかの解釈は保留としながらも、「他人の生活困難に対する援助」よりも広い意味をもつ言葉として、「生活の知恵」⇔「民俗としての福祉」と捉えた上で、3章部分の「二つの社会福祉」の位置づけに着目している。

すなわち、「民俗としての福祉」が現代産業社会に無縁であるとする「福祉万国共通論」に異を唱え、無批判な欧米流の社会福祉制度の輸入、ないし、その発想法自体が「伝統的な民俗、従ってまた民俗としての福祉」を否定、破壊し、事実、明治政府による自然村・自治組織の取りつぶしは、自治の破壊、共同体本来の福祉的制度の衰退も意味し、そのような構

図は今日でも依然みられると指摘した岡村は、「民俗としての福祉」は「欧米の福祉制度の輸入や研究を批判するものではない」とした上で、以下のように主張している。

「主として輸入文化に支えられた官製社会福祉や専門家の社会福祉論と、民俗としての社会福祉も、また二重構造的に考えられるけれども、重要なことは、民俗としての福祉こそが基底となって、その上に社会福祉政策や社会福祉文化が消長するということである。福祉の風土とは、まさしくこの基底部分であると考えられる。そしてこの基底部分が掘りくずされ、分解しないためには、外来の上部構造に対して、生活者の見解を対置させ、近視眼的な専門家や法律を鋭く批判しなければならない」（岡村 1976 : 9）

岡田・森本（2009）は、「もともとつよく風土に規定される生活様式にとりいれられるものには限度」があり、「外来文化を換骨奪胎して使ってきた」人々の生活に生まれる表層文化と基底文化の二重生活を、表と裏、「晴れ」と「け」で使い分けるところに日本の特長をみた岡村の考えに注目している。さらには『社会福祉原論』（1983）の「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」との「批判的協力関係」の図式に照らして「民俗としての福祉」概念の暫定的解釈・定義を行い、その視座に依拠し高島町の「地域性」を捉えるフィールドワークを行っている。

一方、柴田（2015）は、社会福祉における歴史的、文化的規定性について考察する立場から、社会福祉における民俗の問題に注目した岡村を評価している。柴田は「福祉文化は福祉社会を根底で支える文化」であると認識した上で、日本における「福祉社会の実現を目指して、福祉文化の基礎をなす自立と協同の人間関係およびそれを支える小集団の形成がいかに行われるかを、制度面だけでなく、人々の生活態度の面から解明する学問」（柴田 2015 : 57）として「福祉民俗学」を構想し、その具体的課題を検討する目的で岡村の「福祉と風土」の論考を取り上げている。

柴田は、「岡村の「民俗としての社会福祉」の主張は、わが国における社会福祉のあり方を、人々の日常生活との関係において、歴史的、社会的、自然的環境によって規定されるものとしてとらえる必要を述べたもの」であり、「日本とは異なる風土と歴史をもつ西洋社会の中で生み出された社会福祉の制度や技術が日本との慣習との間で生じる乖離を埋めようとする試みでもあった」（柴田 2015 : 62）と捉えている。

2.3. 本研究の独自性

岡田・森本（2009）は「地域性」を捉える認識枠組みとして、柴田（2015）は「福祉社会の形成にとって不可欠な自立と協同の人間関係とそれを支える小集団の存在を、これまでの歴史や民俗を踏まえて、福祉文化の視点から解明することを主要な課題」（柴田 2015 : 57）とする際に拠り所となる論考として、岡村の「福祉と風土」を取り上げた。

こうした先行研究と照らし、相対的に浮かぶ本研究の独自性は、岡村の「民俗としての福祉」概念を軸に「岡村理論」の再評価を行う点にある。「岡村理論」を対象にした先行研究は、「社会福祉固有の視点」を導出した「社会関係の二重構造」の中の「社会関係の主体的側面の論理」に注目する傾向にあるが、本研究は「相互扶助」を強調した「岡村理論」の側面を「継承」し、「発展」することをねらいとしている。

3. 研究結果—「岡村理論」の「相互扶助」をめぐる「葛藤」—

3.1. 『社会福祉学（総論）』（1956）—「社会福祉以前」と「近代的社会福祉」

「岡村理論」の中核となる「社会関係の主体的側面の論理」と、その論理へと至る「社会福祉の展開」⁵が、初めて首尾一貫的に論じられた書物が『社会福祉学（総論）』（1956）である。まずはここから「岡村理論」における「相互扶助」の位置づけを捉えたい。

岡村は、中世期の封建社会に対応する援助形態として「相互扶助」や慈善事業をあげ、社会福祉や社会事業とよばれる制度は、それ以後の資本主義社会に対応する制度であると説明している。そこでは、「相互扶助」や慈善事業を「社会福祉以前」の援助形態と位置づけ、「近代的社会福祉」としての社会福祉には属さない問題として、以後の論理展開を図っている。当時は「近代的社会福祉」の側面のみを切り出し、社会福祉学理論の構築を図ったことが確認される。

この上で、「他人の生活困窮を救済ないし援助する行為の最も端緒的なもの」が「相互扶助」であるとして、そこに内在する援助の論理を以下のように特長づけている。すなわち、特定の論理を必要とせず、自然発生的な動機から仲間の生活困窮者を援助する。著しい特長は、成員相互の間にある連帯意識を基底とする点から、被援助者に対する上下支配の関係や「社会的寄生者」という刻印を被援助者に強制しない。一方で、相互扶助の行われる範囲をせまく制限するという閉鎖的性格を伴う。ゆえに、「よそのもの」に対しては無力な原理である。また、援助の負担能力にもおのずから制限がある（岡村 1956 : 22-23）。

このような限界から、その意義を認めながらも、「相互扶助」を社会福祉の「論理以前」の素材とし、研究の分析対象からは除外している。

3.2. 『全訂社会福祉学（総論）』（1968）—「社会福祉以前」と「近代的社会福祉」

『社会福祉学（総論）』から約11年を経て『全訂社会福祉学（総論）』が出版された。岡村は序言で「社会福祉の原理については特に改めるほどの変化はなかった」とし、むしろ「急激な社会変動に対処するための各国の開発計画のなかで社会福祉をいかに理解し、位置づけるか」が注目される中、「岡村理論」の核となる「社会関係の主体的側面の論理」は「初版の考え方を一層徹底した形で説明した」と述べている。

福祉国家における「社会福祉の拡大」論理から展開し、社会福祉の対象領域を規定する「社会福祉の限定」論理（「社会関係の主体的側面の論理」）を見出した岡村だが、初版（1956）と目次を比較すると、全訂版では「社会福祉の限定」に「専門的ソーシャル・ワーク」という副題を追加している。当時の「急激な社会変動」を背景に、より「近代的社会福祉」の意義を強調したとみられる。その「近代的社会福祉」の特長とは、「(i) 生活上の困難は個人的原因によるよりも、むしろ社会制度や社会的環境からうまれるものであり、従ってそれは特定個人の問題ではなく、すべての人に発生する可能性をもつものである。(ii) 従って生活困難に対する援助活動は、特定個人の善意や良心からなされる任意の私的活動ではなくて、社会的、公共的責任において恒常的、計画的に行われる社会制度でなくてはならない」（岡村 1968 : 24）というものである。

この全訂版（1968）における「相互扶助」の説明及び位置づけは、初版とほぼ変わっていない。「近代的社会福祉の論理を明らかにすること」を研究課題とするなかで、「理解の便宜上『社会福祉以前』の諸形態から説明」とし、「相互扶助」に関しては近代的社会福祉

の論理的展開を跡づけるための補足的な記述となっている。一方で、第5章「社会福祉の技術」に「コミュニティ・デヴェロップメント」の説明が追加される等、岡村が深めた一連の地域福祉研究につながる流れも読み取ることができる。

3.3. 『地域福祉論』(1974) — 「地域社会」「コミュニティ」主体の「地域福祉」

それまでの「岡村理論」を応用⁶して著された『地域福祉論』は、「地域組織化活動」「コミュニティ・ケア」「予防的社会福祉」の3要素で構成されている。その体系の中に「相互扶助」は位置付けられていないが、「地域組織化活動」によって形成する「コミュニティ」の中にその要素が包含されていると考えられる。岡村は「地域組織化活動」を「一般的地域組織化活動」と「福祉組織化活動」に分け、前者の活動目的としての「コミュニティ」形成と、その下位概念として、後者の活動目的としての「福祉コミュニティ」形成を提起している。

岡村は、「コミュニティ・ケアは決して地域福祉の全部ではなくて、その一部分である」とし、「コミュニティ・ケアの基盤は、『コミュニティ』という特定の構造をもった地域社会でなければならない」ことを強調する。また、「いうまでもなく地域社会は、われわれの生活の場であるから、当然、住民全体の生活上の基本的要求を充足するための施設・機関の体系をもたねばならないが、地域福祉サービスとしては、このような普遍的なサービスとの関連をいかに考え、いかに調整し、またいかに働きかけるべきであるか、を明確にしておかなくてはならない」(岡村 1974: 序)と述べ、「予防的社会福祉」の重要性を強調している。

このような『地域福祉論』の意味を、岡村は1989年の講演会において、「前述した「現代の社会福祉理論」に基づく社会福祉、それを私は地域福祉といい(中略)地域社会における社会関係の改善を目的とします。」と述べ、「地域社会というのは生活の場として社会関係の総体として、それには主体的側面も客体的側面も含みながら、いろいろな機能を営んでいる。そういう地域社会は、社会関係の困難を取り扱う社会福祉の対象になり得る」と、人々の社会関係の総体としての「地域社会」こそ、社会福祉が照準を合わせるべき対象であると説明している。さらに『地域福祉論』で論じた3つの構成要素の関係について「決して在宅福祉サービスだけが地域福祉ではないわけです。むしろ、社会と個人のように社会関係全体を援助していく。(中略)地域の住民の持っている社会関係を改善していく。しかもそれは主体性の原理にもとづいて、住民の立場から改善をしていく。制度の側の改善に対して、住民が、あるいはサービスを受ける個人と言っていいですけども、そういう個人の立場から制度が行き過ぎでないか、個人を無視していないかということを絶えず主張していくのを援助する」として、「社会関係の主体的側面の論理」を住民の立場から貫徹することが地域福祉の本旨であることを説明し、「つまり住民の社会参加を援助していくのが地域福祉の眼目です」(岡村 1989: 81)と、個人(住民)が「地域社会」において結びつき、主体となっていく「地域福祉」を構想したことを証言している。

3.4. 『社会福祉原論』(1983) — 「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」

「社会福祉固有の対象と機能を明確に論証するために書かれた」『社会福祉学(総論)』に対し、「社会福祉の一般理論の体系を改めて提示する責任を感じ」「社会福祉の発展・対象・機能・方法を、社会関係の主体的側面の論理によって一貫された不可分の全体関連として提

示」(岡村 1983 : 序文) することをねらいとし、「岡村理論」の集大成となる『社会福祉原論』が著された。『社会福祉学(総論)』にみられた「社会福祉以前」と「近代的社会福祉」の二項対立的な関係は、本書では「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」の「批判的協力関係」に止揚されている。

ここでは、「相互扶助」を含む「自発的社会福祉」について、「一定の資本主義経済の発達段階における社会・経済的条件によって規定される社会福祉の典型は、「法律による社会福祉」である。(中略)しかし法律による社会福祉が社会福祉の全部ではない。(中略)法律によらない自発的な社会福祉による社会福祉的活動の存在こそ、社会福祉全体の自己改造の原動力として評価されなければならない」と述べ、その意義を積極的に評価している。続けて「法律による社会福祉」が法律の枠にしばりつけられて硬直した援助活動に終始しているときに、新しいより合理的な社会福祉理論による対象認識と実践方法を提示し、自由な活動を展開することのできるのは自発的な民間社会福祉の特色である(中略)その社会福祉理論の合理性に裏づけられた新しい社会福祉的援助原則を、たとえ小規模であっても、これを実証してみせることであり、また「法律による社会福祉」の側がこれを謙虚に受けとめて法律を改正し、その時々社会福祉全体をいかに発展させるか(岡村 1983 : 3)と述べている。「岡村理論」における「社会福祉の展開」、すなわち「常に新しい処遇原則と合理的な援助方法を求めて発展するという仮定の上に立つ」自身の研究方法において、かつては「社会福祉以前」の論理として除外した「相互扶助」の論理を、「自発的社会福祉」として「岡村理論」の体系の一部に組み入れたのである。

ここで留意すべきは、「自発的社会福祉」とは、たとえ民間による活動であっても法律によって事業委託されたものは含まず、また、「法律による社会福祉」や「自発的社会福祉」に単に参加・協力する活動も含まず、さらには個人の恣意的援助活動も含まないと、厳格な区別を行っていることである(岡村 1983 : 5)。こうした区別からも、岡村が「自発的社会福祉」に「社会福祉全体の自己改造の原動力」となる期待をかけていたことがわかる。そのような活動の「主要な典型」として、岡村は「相互扶助」と「慈善・博愛事業」を取りあげている。以下、「相互扶助」部分のみ、その記述内容を概観したい。

「相互扶助」について、「ユヒ」や「頼母子無尽」等の具体例をあげ、『全訂社会福祉学(総論)』(1968)よりも厚い記述を行っている。それは「福祉と風土」(1976)の論考を下敷きにしていることがわかる。一方、「相互扶助」の意義と限界については、『全訂社会福祉学(総論)』時の記述とほぼ変わらないが、「その積極的な意味を強調する見解にも注意しなくてはならない」とし、以下の3点を指摘している(岡村 1983 : 9-10)。

第一に、「相互扶助はわが国のユヒなどにみられるように、生活困窮者に対する援助以前に一般住民の生産活動や日常生活を援助する点に特徴がある。つまり生活困窮ないし生活の破綻を予防して正常な社会生活を円滑にするという予防的機能を果たしていることを重視しなくてはならない」として、生産活動や日常生活に密着する「相互扶助」が果たす予防的機能の重要性を指摘している。

第二に、「相互扶助の根拠となっている同類意識は、同時に成員間の仲間意識すなわち対等の同類者意識であることに注意しなくてはならない。わが国の民俗学者の報告では、この点の詳細な報告はないが、ヨーロッパの相互扶助のばあいは、相互扶助と自治との関係が重視されている。相互扶助は平等の上に立つ連帯であることが重要である」とし、「相互扶助」

と「自治」「平等の上に立つ連帯」の関係に言及している。

第三に、「このような相互扶助の積極性に着目して、単に生活困窮者に対する直接的援助の原理というよりも、さらに根底的な社会改造の原理たらしめる主張がある」としている。

このように岡村は、直接的な援助との関係ばかりではない、「相互扶助」と「自治」「平等の上に立つ連帯」「根底的な社会改造の原理」との関係をつまえている。そして「根底的な社会改造の原理」として、二宮尊徳の報徳思想による地域開発の理論と実践、西欧ではP.クロポトキンの「相互扶助論」に着目している(岡村 1983: 10-12)。前者について、「勤労、分度、推譲を不可分のものとする報徳仕法は、地域社会の経済と道徳を同時に改善することによって、社会改造の目的を達成しようとするものである。経済と道徳を分けて考えないこと、また小地域社会の改善を積み重ねて広域社会の改造を実現するという点に二宮尊徳の社会改造論の特徴がある」と評価している。他方、後者については、「ダーウィンの適者生存の進化論に依拠して、人間社会における生存競争を主張する社会理論に反対し、むしろ動物社会はもちろんのこと、人間社会においても相互扶助が根源的であることを、多数の資料で実証したもので、(中略)人間社会に根源的な相互扶助の道徳を破壊したのは中央集権国家と近代的な資本主義経済制度」であるとし「自治に基づく結合の中に相互扶助が成立するというクロポトキンの指摘は重要である」と評価している。

そして、両者の「社会改造」におけるスタンスの違いを区別した上で、「ここでクロポトキンの無政府主義運動や報徳仕法がはたして社会体制変革の原理でありうるかを論ずることが、本書の主題ではない。われわれのここでの関心は、相互扶助が社会福祉の論理としてどのような意味をもつかということである」と、「岡村理論」の中に「相互扶助」の論理を含める根拠を模索している。その際にも、「しかしそれについては前述したように相互扶助の成立する地域的範囲ないし同類意識の範囲の制限によって、広範囲にわたる生活困難に対する普遍的援助の原理ではありえないという欠点を指摘しなければならない」と、「相互扶助」の限界に言及することを忘れていない。以上をふまえ、岡村は「相互扶助」の現代的意味について次のように記している。

「けれども大規模の近代的な社会福祉が、全国民に対する普遍的サービスを必要とする反面において、なお地域社会における個別化的援助の要求に対応するコミュニティ・ケア・サービスをも含まなくてはならないならば、地域住民相互の連帯や自発的な共同、すなわちなんらかの相互扶助の存在を必要とするであろう。それは中世社会やかつての農村社会にみられた相互扶助ではないかもしれないが、近代化された相互扶助を成立原理とする新しいコミュニティがなくてはならない。ここに相互扶助を単なる過去の夢として葬りさることのできない現代的意味があるといわねばならないであろう。」(岡村 1983: 12)

これは過去の「相互扶助」の限界をふまえた上で、『地域福祉論』(1974)で展開した「コミュニティ」論に接続し、「近代化された相互扶助」の現代的意味⁷を展望したものと解釈される。このような意味の「相互扶助」を社会福祉の論理に含め、岡村は「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」との「批判的協力関係」について、次のように記している。

「法律による社会福祉」の欠陥を補充し、あるいはまったく別個の新しい社会福祉サー

ビスを実践すること（中略）それが現代の「自発的社会福祉」である。鋭敏な社会感覚と弾力性をもった社会では、この「自発的社会福祉」の成果をとり入れた新しい法律の改正が行われて、「法律による社会福祉」が拡大発展するはずである。しかし同時に、はたして社会生活上の基本的要求のすべてが、「法律による社会福祉」のなかに吸収しつくされうるものかどうか、つまり法律に基づく福祉サービスで対応できるかどうかという問題も検討に値する課題である。「自発的社会福祉」に一任することによって、はじめて効果を発揮しうる福祉活動の領域はいかなるものであろうか。（中略）「自発的社会福祉」は、法律の改正まで欠陥を一時的に補充する先駆的な福祉活動以外に、法律や公的機関の手の及ばない固有の活動領域をもつことになるであろう」（岡村 1983 : 23-24）。

このように、「自発的社会福祉」が「法律による社会福祉」を補完する関係にありながら、一方で、固有の活動領域をもつという「批判的協力関係」を構想している。

3.5. 「地域福祉と民間社会福祉の方向」（1984）—地域福祉の3つの方向

「自発的社会福祉」が「法律による社会福祉」をいかに補完するか、また、その固有の活動領域とは何かについて、岡村はより踏み込んだ論を「地域福祉と民間社会福祉の方向」（1984）で展開している。まず地域福祉の「方向」として、「地域社会の福祉」「地域社会による福祉」「地域社会における福祉」の3つをあげている（岡村 1984 : 2-3）。

第一の「地域社会の福祉」とは、「地域社会の生活関連施策と自然環境の改善をはかる活動であるが、特にこれらの制度が専門分業的視点によって分断的に運営せられる欠陥を是正するために、生活者のもつ社会関係の全体的調和の原理を実現するように働きかける」ものである。これは岡村が『地域福祉論』（1974）で論じた「予防的社会福祉」の要素に対応している。

第二の「地域社会による福祉」とは、「住民と制度、住民と住民との間の社会関係を正常化するための活動である。健病、老幼、強弱の住民が肩を並べて対等に生活する社会こそ正常な社会であり、そのための条件をそなえた地域社会の実現は、住民自身の自発的な価値観の転換なしには不可能である。社会生活上の困難は、このような正常な社会関係を見失った差別構造から起るのだ、という認識が全住民に浸透するような徹底した福祉教育は、法律や公的機関の強制手段では不可能である、住民の自発的な相互学習と日常的な協同活動の回復によるほかはない。（中略）公共機関の立ち入りを許さない真実の民間社会福祉活動である」とし、これは『地域福祉論』の「地域組織化活動」の要素に対応している。

第三の「地域社会における福祉」とは、「いわゆる在宅福祉であるが、ここで強調すべきことは、それが地域福祉であるためには」「地域社会の福祉」と「地域社会による福祉」を「前提条件ないしは同時併行の条件でなくてはならない」と述べている。『地域福祉論』で論じた「コミュニティ・ケア」と同様の主張である。

そして、これら3つの地域福祉の方向の中で「自発的社会福祉」が果たす役割を論じている。第一の「地域社会の福祉」では、「自発的社会福祉は、自然環境の破壊や専門家支配の生活関連施策に対して住民のもつ生活者としての要求を代弁し、公共施策の改善を実現する自由な社会的行動の組織者である」こと、第二の「地域社会による福祉」は「そのまま住民の自発的社会福祉であって、公的社会福祉の立ち入ることのできない領域である。その模

範は、社会福祉事業よりも自然保護運動や公害反対運動においてみることができよう」と述べ、第三の「地域社会における福祉」は「公的機関の直轄事業でもよいし、また民間委託事業でも給付サービスとしては一応可能であるが、それがサービス対象者の個人的満足感を得るためには」「地域社会による福祉」の活動によって支援されねばならないであろうと、岡村は述べている。

3.6. 小括

「岡村理論」における「相互扶助」の位置づけの変遷について、ここまで検討したことを整理すると、岡村は「福祉と風土」(1976)において、土地の風土や生活に根ざす「相互扶助」を「民俗としての福祉」と捉え、「官製社会福祉や専門家の社会福祉論」(社会福祉政策や社会福祉文化)との二重構造を論じた。それは『社会福祉原論』(1983)における「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」の「批判的協力関係」の構図に通底する内容と理解される。「岡村理論」における「社会関係の主体的側面の論理」を貫徹する動きを、「民俗としての福祉」や「自活的社会福祉」に託したと読むこともできるだろう。

この「民俗としての福祉」概念を軸として、「岡村理論」における「相互扶助」の位置づけの変遷をたどると、『社会福祉学(総論)』(1956)、『全訂社会福祉学(総論)』(1968)のいずれの版でも、「社会福祉以前」と「近代的社会福祉」を区別し、前者に含まれる「相互扶助」を枠外に置き、後者の「近代的社会福祉」のみを取り上げ、理論構築を図った。しかし、「相互扶助」は「岡村理論」の中で軽視されたのではなく、「近代化された相互扶助を成立原理とする新しいコミュニティ」(岡村 1983: 12)として、『地域福祉論』(1974)の理論体系に組み入れられた。すなわち、「地域社会」を人々の「社会関係の総体」と捉え、地域住民が主体であり、かつ、対象でもあると捉えた『地域福祉論』の中で、岡村は「コミュニティ」の成立原理となる「近代化された相互扶助」を言外に位置付けていたと解釈することができる。

このような「相互扶助」をめぐる「岡村理論」の「葛藤」を経て、1983年の『社会福祉原論』において、「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」の「批判的協力関係」の一部として、「相互扶助」は「岡村理論」に内包されたのである。1984年の「地域福祉と民間社会福祉の方向」に「自発的社会福祉」の意義が整理されているが、それは「福祉と風土」(1976)において岡村が「基底部分が掘りくずされ、分解しないためには、外来の上部構造に対して、生活者の見解を対置させ、近視眼的な専門家や法律を鋭く批判しなければならない」と主張した内容と符合しており、「岡村理論」における「社会関係の主体的側面の論理」を貫徹させる上で欠かせない要素として「自発的社会福祉」を捉えたものと解釈される。

以上のように、「民俗としての福祉」概念を軸に「岡村理論」の変遷を捉えると、「相互扶助」を重視した「岡村理論」の新たな側面が照らしだされる。それはまた、「地域社会」を解体する構造を止揚する論理を求め、岡村が自らの理論体系に新たな論理を組み入れようと「葛藤」した軌跡とも捉えられる。すなわち、「社会福祉以前」と「近代的社会福祉」の区別から、「民俗としての福祉」と「官製社会福祉や専門家の社会福祉論」の二重構造論を経て、「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」との「批判的協力関係」の構図へと止揚されていく軌跡である。この背景にどのような「葛藤」があったのか、以下、岡村自身の証言をもとに若干の考察を加えたい。

4. 考察

4.1. 「岡村理論」の葛藤を紐解く

松本英孝との私的書簡（2004）において、岡村は「岡村理論」の背景にあった「葛藤」を述べている。それは「社会福祉の官僚化」や「全体主義」への反省である。

「昭和 20・30 年代より、むしろ 50 年代以降に於いて、より明確に主体的側面即ち福祉の援助における個人的契機を強調したくなったと思います。確かに松井君（松井二郎）が批判した時代（W.WITMER から学ぶ努力をした時）は機能主義的視点から社会福祉を制度的に位置づけたいと考えていましたが、40 年代以降、我が国の社会福祉の官僚化がすすんでくるに従って、個人的契機を強調したくなったと思います」（松本 2004：63）

昭和 40 年代以降を分岐点に、『地域福祉論』を著す昭和 50 年代において、自身の内面に変化が生じたことを述べている。そして、岡村が「弁証法」という用語を使用しない理由について、先人の思想からの影響を次のように述べている。

「和辻先生（和辻哲郎）や高山先生（高山岩男）は、その弁証法的統一の名のもとに全体主義、共同体主義になって終わりました。小生も、最初の「総論」時代は、社会の創発性（この用語は松井二郎君の近著、「社会福祉理論の再検討」p126）を重視したけれども、「原論」以降はむしろ「個」の存在意義、独自性の自己貫徹を重視するようになったので、無雑作に共同体の統合を承認することができなくなった。むしろ、個人の側の創発性ないし自己同一性を強調したい境地になりました」（松本 2004：64）

岡村の脳裏には「全体主義」「共同体主義」への反省があり、それゆえ「相互扶助」を論ずる時も、その限界や欠点を強調することを忘れなかった。このことは現代の「地域の支え合い」を語る上で継承されるべき点である。このことを踏まえた上で、「相互扶助」への見識を深めたことを物語る岡村の証言がある。

「和辻先生の影響は余り受けてないと思うんです。むしろ、柳田さんとか宮本常一さんとか、という人の本を読む方がいろいろ教えられるし、取り込みたいと思うものがずいぶんあるけれどもね。このごろはそんな「社会福祉民俗学」のようなものを考えるんだけど、しかし柳田先生のように共同体にすっかり埋没した論理にはどうも満足できないので、なかなかはかどらないわけです。」（竹内・岡村・吉田 1977：39）

「相互扶助」を自身の理論体系に取り入れる際、岡村は宮本常一等の民俗学にヒントを求めたがうまくいかなかった。その試みの一端は「福祉と風土」（1976）に結実しているが、それを「岡村理論」の体系に組み入れることには躊躇があったとみられる。そこには、「相互扶助」を語ることの難しさとともに、社会構造そのものを語ることを抑制した「岡村理論」が、「相互扶助」を社会との関わりで論じる場合に、理論の整合性をどう図るかという問題もあったと推察される。さらに、『社会福祉原論』（1983）における「社会福祉の展開」としては、「社会福祉の拡大—福祉国家」段階から「社会福祉の限定—現代の社会福祉」の論理に

至っているが、「相互扶助」を積極的にその展開の中に位置づける場合、「社会福祉の展開」のさらなる発展的考察が必要と考えられよう⁸。この検討課題を残したまま『社会福祉原論』においては「批判的協力関係」の図式により、既存の理論体系を大きくは変えず「相互扶助」の取り入れがなされたとみられる。

このように、「岡村理論」の理論体系を崩す恐れさえある「相互扶助」の取り入れに、なぜ岡村は挑戦したのだろうか。

「日本の社会福祉にはお金ばかりで人間がいなかった。人間不在の社会福祉ばかりが横行していた。それがどうしても、直らない。「人間の不在」は歴史からも言えるわけで、マルクス主義の福祉理論が盛んだところには人間論は出てこず、個人の「主体性」は出てこなかった。これはいかんということで当時、僕はそれに対する批判を書いたのだが…。まだまだそのころは人間の主体性と言っても、生活の全体性くらいのことしか言っていない。」(岡村 1996 : 40)

「岡村理論」が、「人間の不在」に対抗する論理であったことを述べている。続けてまた、「岡村理論」が度々主張した「認識の原理」が「援助の原理」に結びつくという説明を自己批判的に捉えた以下の証言がある。

「他人の立場に立つ方法論がなぜ正しいのか。これを突っ込んで考えないといえないんじゃないか。(中略) 正しく認識するというだけで、他人の生活困難を援助することが説明できるのか。私は、「認識の原理」だけでは「援助の原理」は説明できないのではないかと思う。困っている人を助ける原理はどこから出てくるのか、正しく認識したら、自然発生的に出てくるのだろうか。」(岡村 1996 : 42)

そして地域住民が主体となる「地域福祉」を展開する原理・思想を求め、その葛藤が深まっていったことが以下の証言からも読み取れる。

「「主体性」というのは人間の本質であって、人間はだれにも譲ることのできない主体性をもっている。その「主体性」だけで、他人の生活困難を助けるのを説明できるかということそれは無理だ。人間の主体性という場合に、人間は人の間と書くように個人個人としては存在しえない。共同的存在としての主体性、共同性があるの主体性なのだ。弁証法的に言えば、全体を否定する個人、個人を否定する全体があって、否定の否定ということで動き出すわけだ。そこで共同が出てくるが、共同だけではたりない。＜地域福祉の思想＞にと「共同」だけは書いたが、困っている人を助けるのに、どうしたらなれるかということで、苦しまぎれに多元的社会観ということを書いたのだが…。」(岡村 1996 : 42-43)

個人と全体(社会)の関係を止揚する「共同」に関し、最後に再び、松本との書簡(2004)から、岡村の晩年の語りを共有したい。

「先日送ってくれた『主体性の社会福祉論』の増補版を読んでいて気付いた点がいくつかあった。真田理論ほかの方法論—老生の用語では「福祉コミュニティ方法論」についての未着手の部分である。従来の援助法論では説明のつかない部分である。(中略)最近読んだ『自分と他人をどう見るか』(滝浦静雄著、日本放送出版協会刊、1993年)を読んで教えられた。つまり新しい福祉方法論を考える為には「自分」や「他人の共住するコミュニケーション」論が不可欠であることに気付いた」(松本 2004: 65)

4.2. 「民俗としての福祉」概念の可能性

以上、「岡村理論」における「相互扶助」をめぐる「葛藤」を「民俗としての福祉」概念を軸に概観した。「岡村が何を考えたのか」を十分に知ることはできないが、重要なことは、岡村の残した「レンズ(ものの見方)」を通して、私達が現実をいかに認識し、実践に結びつけるかである。この観点から、「民俗としての福祉」概念を軸とした岡村の「相互扶助」論を現代において「継承」し「発展」させることの意義について、4点を述べたい。

第一に、「地域社会」を解体する構造とは何かを、地域住民の立場から問う視座を与えてくれる。生活の基底部分を掘り崩す「外来の上部構造に対して、生活者の見解を対置させ、近視眼的な専門家や法律を鋭く批判」する論理として、「民俗としての福祉」概念は「自発的社会福祉」を重要視した「岡村理論」の側面を再照射する。

第二に、「官製社会福祉や専門家の社会福祉論」を一方に置くならば、他方にある、在野の社会(地域)福祉活動を認識する手がかりとなる。すなわち、「自発的社会福祉」が「法律による社会福祉」の反省を迫り、両者が「批判的協力関係」として止揚されていく道筋を常に意識することができる。

第三に、「地域社会」それ自体を「社会制度」とみる場合、個人がその関係性の中に埋没させられる状況は、個人の主体性に立脚する「岡村理論」の立場からは肯定されない。しかし、その個人が生活者としての立場を貫徹させるには、「地域社会」を足場とした「相互扶助」が、現代においても不可欠と言える。過去の「相互扶助」の限界をふまえた上で意識的なコミュニティづくりを進めていく上でも、「民俗としての福祉」概念を軸とした岡村の「葛藤」が有益な知見を与えるであろう。また「岡村理論」における「小地域」や「地域社会」、「コミュニティ」の意味を再考する軸にもなるだろう。

第四に、「現代版の相互扶助」といえる、「地域(内外)における支え合い」を実践し、分析する際に、「民俗としての福祉」概念を軸に再構成した「岡村理論」は一つの理論的根拠となる。しかし、「岡村理論」は基本的認識(レンズ)を与えるが、「認識の原理」即「援助の原理」とはならない。具体的な地域づくりや支え合いの方法論は、他の知見にあたり深める必要がある。

最後にいえば、岡村の「相互扶助」論は、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」における「地域・民族固有の知(indigenous knowledge)」を先取りした論でもあった。「植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、地域・民族固有の知は、西洋の理論や知識によって過小評価され、軽視され、支配された」というグローバル定義の観点は、「外来の上部構造」との対置のもと、「民俗としての福祉」概念を強調した岡村が、「福祉と風土」

(1976)を通じて指摘していた。この点でも、「民俗としての福祉」概念から再照射した「岡村理論」は、現代において再評価される価値がある。

付記

本論文は、2012年度「日本財団笹川科学研究（学術研究部複合系）」の助成を得て行った日本地域福祉学会第27回大会（2013年度）での個人発表「岡村重夫の「民俗としての福祉」概念の検討（4）」の内容を基に、今の時代に即し執筆したものである。

文献

- ・岡田哲郎・森本佳樹（2009）「高島町における地域福祉連携教育の試み—「民俗としての福祉」の視点からとらえなおす」福山清蔵・尾崎新編著『生のリアリティと福祉教育』誠信書房,168-194
- ・岡村重夫（1955）「社会福祉と道德」和辻哲郎監修『道德の世界』河出出版,203-226
- ・岡村重夫（1956）『社会福祉学総論』柴田書店
- ・岡村重夫（1968）『全訂社会福祉学総論』柴田書店
- ・岡村重夫（1974）『地域福祉論』光生館
- ・岡村重夫（1976）「福祉と風土—民俗としての福祉こそ基底」『地域福祉』季刊第18号通巻121号,日本生命済生会社会事業局,4-9
- ・岡村重夫（1983）『社会福祉原論』全国社会福祉協議会
- ・岡村重夫（1984）「地域福祉と民間社会福祉の方向」『地域福祉』季刊第48号通巻第151号,日本生命済生会社会事業局,2-3
- ・岡村重夫（1989）「社会福祉・今日と明日—地域福祉と福祉改革論」『聴思録—社会福祉講演会講演集—』大阪市社会福祉研修センター,62-82
- ・岡村重夫（1996）「座談会 大江文学と社会福祉」『岡村重夫先生 偲び草』所収,39-49
- ・柴田周二（2015）「福祉民俗学とその課題—岡村重夫を中心に—」『福祉文化研究』Vol.24,57-69
- ・竹内愛二・岡村重夫・吉田久一（1977）「ケースワーク50年」『社会福祉研究』第20号,鉄道弘済会,31-42
- ・福田アジオ・神田より子・新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄編（1999）『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館
- ・松本英孝（2004）「我が師を語る 岡村重夫先生と社会福祉学」『ソーシャルワーク研究』Vol.30 No.3,相川書房,62-65
- ・松本英孝（2007）「岡村重夫の社会福祉論理について」『神戸学院総合リハビリテーション研究』第2巻第1号,3-14
- ・松本英孝・永岡正己・奈倉道隆編著（2012）『第1巻 社会福祉原理論（岡村理論の継承と展開）』ミネルヴァ書房
- ・牧里每治・岡本榮一・高森敬久編著（2012）『第2巻 自発的社会福祉と地域福祉（岡村理論の継承と展開）』ミネルヴァ書房

注

¹ 人々が互いに協力し、援助し合うこと。相互扶助が行政サービスや商業サービスに置き換えられるにつれて、ムラにおける相互扶助の関係も希薄化する傾向が顕著になった（福田ア

ジオ他 1999 : 968-969)。

2 「岡村理論」を狭義には、岡村が提起した「社会関係の主体的側面の論理」、広義には、「社会関係の主体的側面の論理」を中核とした岡村の研究業績の体系として捉える立場がある。『岡村理論の継承と発展』(2012)では後者の意味で用いており、本研究もその立場をとる。

3 2008年7月当時、「岡村文庫」として整理・保管されていた蔵書を閲覧した。

4 川田誉音「社会福祉における価値と倫理」では、社会福祉学理論の形成過程で倫理学を出発点とした岡村重夫の思想と理論に近づくにあたり、和辻倫理学との出会いと分岐点について論じている。また、『社会福祉学(総論)』(1956)が著される前に、社会福祉一般理論形成への方向を示した論考とは別に、もう一つ独自の要素を加えたのが「社会福祉と道徳」(1955)であったと指摘している。その中で岡村が、相互扶助、慈善事業、救貧事業、社会事業、福祉共同体という5つの社会福祉の類型を示し、福祉共同体としての国家が「福祉国家」であり、「社会福祉の諸類型のうちで道徳的意義を担うものは、最後にあげた福祉共同体だけではなかろうか」と述べていたことを紹介している。

5 松本(2007:4)は、岡村が『社会福祉学(総論)』(1956)において3つの作業を行ったと整理している。すなわち、①「社会福祉の意義」では、主に社会福祉活動の機能と対象者という点に着目した定義の類型化を行い、②「社会福祉の展開」において、歴史的発達過程の中から社会福祉論理の発展の相を解明し、③「社会福祉の固有性は社会関係の主体的側面にある」ことを論証したことである。岡村が論ずる「社会福祉の展開」では、前時代の社会福祉論理の限界から次の時代の社会福祉論理が見出され、前時代の論理を包みながらそれを克服し展開する。近代的社会福祉の出発としての「救貧事業」から「自由主義的社会福祉」、社会福祉拡大の論理としての「福祉国家」、そして「社会福祉の限定」論理へと至る発展の相を把握した。

6 序文で岡村は「地域福祉の解説書というよりも、むしろ新たに地域福祉の理論体系を提示する試論として執筆された」こと、「著者がこんにちまで明らかにしてきた社会福祉の理論体系が前提されており、そのうえに構築された地域福祉の理論である」と述べている。

7 「コロナ禍」のインパクトで、Zoom等のオンラインツールが普及したことも一因に、「脱地域」志向のつながりの可能性が増している。「地域でのつながり」は数あるつながりの中の一つの選択肢に過ぎないものとなっている。

8 松本(2007)は、岡村自身は弁証法という語彙を使わないが、その研究方法は弁証法であると指摘し、「岡村の論理は、動的・発展的論理」であると捉えている。岡村は、「社会福祉の限定」の次の段階の「社会福祉の展開」として、新たな社会福祉の論理を見出そうとしていたと考えられる。

岡田 哲郎(おかだ てつろう) 東京通信大学 人間福祉学部 助教

